

武蔵野大学 グローバル学部 日本語コミュニケーション学科 准教授
神吉宇一先生に聞く
外国人の受入れと日本語教育政策



<かみよし うち>

武蔵野大学 グローバル学部 日本語コミュニケーション学科 准教授、文化庁 地域日本語教育アドバイザー、文化庁日本語教育の質の維持向上の仕組に関する有識者会議委員。大阪大学大学院言語文化研究科博士後期課程単位取得満期退学

4月19日、6月14日の2回、今年度の外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議が開かれ「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」が提示された。そこでは「日本語教育の取り組み」が重点項目の第一に挙げられている。

日本語教育政策を専門とし、政策策定にも委員としてかかわってこられた武蔵野大学の神吉宇一先生に「外国人の受入れと日本語教育政策」というテーマでお話を伺った。

日本語教育の世界へ

—— 本題に入る前に、先生が日本語教育の世界に入られるきっかけになったことからお話しいただけますか。

若い頃からずっと海外志向というのがあったのですが、それが大学では実現できませんでした。ですから、卒業して小学校教員になってからもいつかは海外に出てみ

たいという思いは持っていました。

それが日本語教育と結びついたのは、教員になって3年ほど経った1995年のことです。近隣の大学から留学生の学校見学を受入れてもらえないかという話があって、そういう時に積極的に受入れる先生は少ないのですが（笑）、僕は面白そうだから「どうぞ来てください」と二つ返事で了解したんです。それで、7-8人の留学生が来たのですが、その時に引率していたのが日本語の

先生で、「こんな仕事があるんだ」と思ったのが日本語教育の仕事を知ったきっかけです。

私自身国語が専門で、言葉には以前から興味がありましたし、海外に行きたいという思いがあったので、日本語教師って面白いんじゃないかなど。それで、仕事を休職してやってみようと思ったのですが、当時の教員の世界にはまだそうした仕組みが一般的ではなくて、それなら仕事を辞めて、しっかり大学院で勉強をしよう。その時27歳でしたから、修士が終わって就職をするにしても困らないだろうと思ったんです。日本語教育の世界に入ったのはそこからですね。

—— 海外へは、ベラルーシに行かれたそうですね。

大学院に通いながら隣の大学で非常勤講師として留学生向けの日本語教育を担当していましたが、博士課程に入った後の2002年から2年間、旧ソ連邦を対象としたCIS諸国の日本語教育専門家として、ベラルーシに派遣されて、ベラルーシ国立大学とミンスク国立言語大学の二つの大学を兼務することになりました。

ミンスク国立言語大学の外国語学部には日本語学科があるのですが、先生は一人だけで、その一人の先生が、1年生が入学したところから卒業までずっと見ていくというシステムで、卒業するまで次の学生の募集はないんです。当時言語大学は5年制でしたから、5年に一度だけ募集があるということで、たまたまタイミングがあった学

生が入って来るという、とても面白い仕組みでした。

言語大の学生が、言語マニア的な人が多くて、母語のロシア語、ベラルーシ語はもちろん英語もできる。ヨーロッパ言語は簡単すぎるから、もう少し難しい言語をやりたいという学生たちで、アラビア語、中国語などと迷った結果、日本語にしたという学生が比較的多かったですね。日本語を使う仕事がほとんどなかったという事情もあったと思います。

—— 当時はまだアニメや音楽など日本のポップカルチャーから入ってくる学生はいなかったわけですね。

伝統的な日本文化や空手などの格闘技から日本に興味を持って日本語学科を選んだという学生は一定数いました。

ベラルーシ国立大学のほうは、日本語が選択科目ということで、先生は2人いたのですが、2人とも民族学が専門で、日本書紀や古事記を読むのが好きという、非常にマニアックな方々でした。1人の先生は華道の師範免許を持っていました。またもう1人の先生は「関節技」も専門にっていて、モスクワで発行されている格闘技雑誌にその連載をしていました(笑)。そういうところに外務省の事業として派遣する専門家のポストを一つ作るということで、私がお初の初代として行ったわけです。

日本語教育専門家としての転換点

—— 帰国後、また他の国に行きたいとい

う思いは無かったのでしょうか。

無かったわけではありませんが、ベラルーシでの2年間は楽しかった反面、文化的な差異などで大変なこともあり、少し疲れたところもありました。また、やりたかった海外に行くという目標を果たしてしまい、満足してしまったと言うか、日本語教育は面白いけれど次の目標とするものが見つからず、しばらくは「これからどうしようか」という気持ちで過ごしていました。

そうした時、2007年に海外技術者研修協会（現 海外産業人材育成協会【AOTS】）の方から「新しい仕事を始めるのでよかったら来ないか」と誘われたんです。それで36歳の時、AOTSに勤めることになったわけですが、それが私の中では大きな転換点になったと思います。

最初に担当したプロジェクトが留学生の就職を促進するための「アジア人財資金構想」で、大学生向けのビジネス日本語教育の普及を行うことになりました。当時、いわゆるエグゼクティブに対するビジネス日本語教育やAOTSが行っていた技術研修生[※]に対する日本語教育など就労者向けのものがありました。ですが大学生に対するビジネス日本語教育というのは、ほとんど先行事例がなかったので、新しいものを作っていくということで仕事に取り組みました。

—— もともと留学生は卒業したら帰国して活躍するという前提で、人材育成による

国際貢献の政策でしたが、それが日本で働く高度人材の卵の確保というように、政策が変わっていったわけですね。

それで国として各大学にビジネス日本語を普及させようという取り組みでした。モデルカリキュラムや教材例を提案しながら、受託している大学や地域団体にお伺いして、いろいろとお話を聞いたり、改善提案を行ったりしていました。

2008年からは経済連携協定（EPA）による介護福祉士・看護師の受入れが始まって、同じ部署でその第一陣の日本語研修のマネジメントも担当することになりました。看護や介護に関する日本語教育というのはほとんど知見が無いわけで、それをどう作っていくのかということになったんです。私はアジア人財事業が担当でしたが、EPA事業担当の日本語教育専門職ともいろいろ相談をしながら、部署全体でコースを開発していくということをやりました。そのような新しい日本語教育のあり方を考えて広げていくという形で日本語教育に携わっていききました。

—— その辺りからご専門となる日本語教育政策にも携わるようになっていったのでしょうか。

AOTS入職時には専門職は有期雇用のポジションしかなく私もそうだったのですが、2010年に正規職員として日本語教育専門職

※ 海外関連企業のスタッフなどが日本国内の企業等で、一定期間の実務研修や工場見学などの研修を受けるもので、技能実習生とは異なる。

という職位ができ、契約変更して正規職員としての専門職になり、AOTSの日本語教育事業全般を見ることになりました。AOTSは経産省からの仕事を中心ですから、政策と日本語教育をどう突き合わせていくのかということ、事業として考えなければならない場面が多かったのですが、専門職管理職になったことで、日本語教育事業のあり方と政策の関係をより深く考えるようになりました。

私は大学院で「教室で日本語学習がどのように起きているのか」ということを研究していましたから、政策的なことにはほとんど関心はなかったのですが、仕事として、徐々に関わりが深くなっていったという感じです。

経産省をはじめ、厚労省や外務省といった役所からは専門的知見でのアドバイスを求められますから、頻繁に役所に出向いていろんな話をしました。例えばEPAの場合でも、目標の受入れ設定はどのくらいか、その後何年でどのくらいのものにするのか、職場に行った後はどうするのか等、政策として作っていかなければならないこともあり、役所の人たちと一緒に考えるようになったというのが、日本語教育政策に深く関わるようになったきっかけです。

—— EPAの受け入れが始まった頃は、連日のようにマスコミが日本語と格闘する外国人の姿を報道していました。特に国家試験にはほとんど合格することができず、試験に対する批判の声も聞かれました。

言葉の問題では、例えば「褥瘡（じょく

そう）」（床ずれの意）は難しい単語だということが例として挙げられていました。ですが、実は単語として覚えてしまえばそれほど難しくありません。しかし、例えば「生」という漢字の読み方や使い方はたくさんあり、むしろそちらのほうが難しいのではないかと、認識が変わっていきました。当初、我々が難しいと思い込んでいたものが、既に看護・介護現場で経験のある外国人には意外とそうではなかったということです。

そして、国家試験の壁というのは非常に大きかったですね。試験の日本語がわからないのはもちろんですが、試験勉強の参考書も日本語のものしかないわけです。また、日本の法律に関連する問題や、老年看護などアジア諸国ではまだあまり学ばれていない分野もあります。さらに、試験問題の記述に「適切なものを選び」「適切なものを選択せよ」といったように、同じ意味でも複数の表現があったり、わかりづらい二重否定の文があったりと、知識はあるけれど解けないという問題がありました。このように複合的な課題があって、学習者が日本語を学ぶだけでは解決できないということとその当時痛感しました。

結局、看護・介護業界の人や役所の人など、様々な人といっしょに課題解決に当たったわけですが、それは非常に良い経験になりました。

外国人労働者の受入れと日本語教育

—— 2010年前後から政府の外国人受入れに関する方針が徐々に変わり始め、様々な形で労働者を受入れるようになっていったわ

けですが、そこで日本語教育の重要性が注目されたわけですね。

外国人を労働力として受入れるという点については、坂中英徳さんの「移民1000万人政策」という主張が2000年代初めに出て、その辺りから外国人労働者の受入れをしてゆかないと日本の産業は立ち行かなくなるという思いが一部の政治家には強くありました。また経団連や同友会、日本商工会議所なども政策提言を出すなど、経済界・産業界からの要望はかなり強かったと思います。

加えてリーマンショックによってワーカークラスの日系人等が大量に失業し、その人たちが新たに職探しをすることになったことから、10年日本に住んでいても自分の名前すら書けない人たちが大量にいるということがわかったわけです。そうした課題は外国人集住都市会議などで何度も言われていたことなのですが、国の政策として十分な対応が行われることはありませんでした。

それから10年ほど経って、外国人を受入れるのであれば、日本語教育をきちんとやらないと大変なことになる、という問題意識を皆が認識し、「日本語教育の推進に関する法律」が制定されるなど、徐々に政策の形ができてきたと思います。ただ、まだ世

論が十分に形成されているとは言えない面もあると思います。

—— 安倍総理は、2018年11月の国会答弁で「現行の専門的、技術的分野における外国人受入れ制度を拡充したものであり、従来の基本方針を変更するものではない」と回答していますね。

とはいえ実質的にはそれまでも裏でいろいろな入り口は作っていたわけです。技能実習生の法律を変えたり、オリンピックを口実に建設や造船労働力などを特定活動で入れたり、戦略的に労働者を確保しないといけないという認識は政府としてはあったのだと思います。

2016年に超党派による日本語教育推進法の議連ができたのですが、その中心となった馳浩さんも中川正春さんもリーマンショック時に浜松を視察して失業した日系人の状況を実際に見たわけです。お二人とも文科大臣経験者なので、学校では外国人子弟の日本語教育の問題が増えているということが当然耳に入っていたでしょう。そうしたところから超党派で議連が結成されるということができたのだと思います。

—— 日本語教育の重要性はもちろんなの

-
1. 坂中英徳（さかなかひでのり）元法務官僚 2005年東京入国管理局長を最後に退職。現在「一般社団法人移民政策研究所」所長 著書に『改正入管法の解説 新しい出入国管理制度』（日本加除出版 1991）、『外国人に夢を与える社会を作る・縮小してゆく日本の外国人政策』（日本僑報社、2004年）など
 2. 馳浩（はせひろし）高校国語教師、プロレスラーを経て1995年参議院議員 2000年衆議院議員 2015年文部大臣 2022石川県知事
 3. 中川雅治（なかがわまさはる）国際交流基金、三重県議会議員を経て1996年衆議院議員、2011年民主党政権下で文部科学大臣

ですが、それ以前に外国人の受入れを今後どうするのかという議論、そのための多文化共生基本法のような法整備をすることがまずは必要急務だと思うのですが。

日本語教育の推進に関する法律はもちろん意義があることなのですが、それは移民政策や外国人の人権をきちんと守るような「外国人入権基本法」といった大きな傘の下にあるものだと思います。それが現状ではできていません。上位にあるべき法体系が出来ていないのに、日本語教育だけが出来ているというのは形としては十分ではないと思っています。

ただ移民法、外国人基本法といったものは移民を受入れるかどうかという議論と関わってくるので、国民的な議論が必要だと政治家は言います。2014年頃だったと思いますが、実際に谷垣禎一さんが法務大臣の時に国会で「今それを始めるのは時期尚早だ」と答弁しています。その理由の一つは国民的な合意形成が出来ていない、もう一つは治安の懸念があるということでした。治安については完全に誤ったイメージが広がっているだけの問題だと思うのですが、合意形成という点ではたしかに十分な議論がなされていないと思います。

経済界は入れなければだめだと言っているけれど、一方で政府は移民として受入れるとは正面きっては言えない。しかし何もしないわけにはいかない。そこで出てきたのが日本語なんです。日本語が必要だという1点では皆意見が共通しているわけです。



共生の法律とか移民の法律とか、外国人受入れの基本法を作らなければならないと思っている政治家もいるのですが、それではなかなか突破できないので、まずは日本語の部分の一つ作り、そこから風穴を開けていこうというのが日本語教育推進法の一つの意図だと聞いています。

—— 外国人の受入れに関しては各省庁に思惑や温度差があるように感じます。

各省庁で外国人受入れの思惑というか仕事の範囲として違いますね。経産省は高度人材ですし、厚労省は就労、外務省は国際貢献です。そのあたりで日本としての受入れの柱、国としてのビジョンが出来ていません。この先、この日本社会をどうしていくのか、経済発展をさせるのであれば、当然人が必要です。出生率の減少で外国人を受入れるしかないというロジックで言うのなら、それを正面からやるしかないと思うのですが、それを言わずにうやむやにしたまま進んでいる。柱となる社会像のようなものがきちんと合意形成されて

いませんから、柱となる法律もできない。結局細部を繕うことで延命しつつ、少しずつ進めていこうというところが政治的にも社会的な傾向としてもあるのではないかと感じています。

—— 日本は単一民族国家というイメージがありそこに外国人という異分子が入ったときに社会がどうになってしまうのかという不安が強いのかもかもしれませんね。

本当はそうではないわけですが、単一民族神話を作ってしまった。琉球も蝦夷も同じだとしてしまったたわけで、そこから逃れられないんですね。もう一つはコミュニケーションの問題があると思います。外国人が来たときにきちんと対話をして、お互いに意思疎通をして相互理解をしていけばいいのですが、「言わなくてもわかるでしょ」という文化の中で今までやってきましたから、言葉を尽くして相互理解するというところに長けていません。結局それが原因で、今もきちんと話し合うことなく、なんとなく進んでいる。

対立や差別的なことも所々あるとは思いますが、全体としては日本にずっと住んでいる人たちが外国人を中心として新たに入ってきた人たちと積極的に関わらないことで、「消極的共生」のようなことが進んでいたのではないのでしょうか。しかしこれからの社会はそれではうまくいきません。このまま進むと社会が分断されると思います。そういった意味で、ここは転換点だと思います。

その転換点が日本語教育推進法であり、特定技能で労働者を受入れると明言したこ

とであるわけです。2019年はそういう意味で、非常に大きな転換だったと思います。この2019年から2020年の変化というものが、これからの一つの流れを作るのだらうと思っています。そこで足りないのが人権的な観点、全体を包括する法体系ということです。

—— 入管も実習生に対する人権違反は厳しく取り締まると言っていますが、在留資格喪失者の長期収容をやっているという問題も抱えており組織の中でかなり矛盾しているのではないかと思います。その一方で、連日伝えられるウクライナ避難民の救済、受け入れでは非常にポジティブな対応がなされているように見受けられます。それは決して悪いことではないのですが。

ウクライナ難民の方々への取り組みは確かに重要なのですが、今までシリアからもアフガンからもミャンマーからも難民は大勢来ているのに（難民）認定されていませんし、そもそも難民として話題に上がることもほとんどありませんでした。それが、ウクライナの場合は手のひらを返したような現状になっています。

その結果がほかの外国人の受入体制整備に繋がっていくのであればそれは良いことですし、これをきっかけに外国人の受入れ体制を、なんとか良い方向に進めていけないかと考えている人もいます。

日本語教育推進法がもたらす影響

—— では日本語教育推進法の具体的な影

響は出てきているのでしょうか。

日本語教育の法律ができたことによって、都道府県の動きが活発になってきています。法律が出来るというのは大きなことで、行政はそれをバックに予算を取ることが出来ます。そして、都道府県の取り組みがボトムアップ的に国に上がっていくことで、「日本語に関することだけではこれ以上出来ない、共生や人権のことをやらなければダメだ」という声はさらに出てくるといいのではないかと思います。労働も、教育も、社会保障も含めて、全体を傘の下に入れるような基盤となる法体系を作らなければうまくいかないということになるのではないのでしょうか。

そのためにも今の枠組みの中で、自治体レベルの取り組みをまずは出来る所で作っていくというのが重要だと思っています。私も東京、神奈川、長野、浜松（市）といった、キーになりうる自治体の日本語教育の会議体に参加させていただいています。

—— 現在地域の日本語教育というのは、市民の方々によるボランティア教室が担っている部分が大いだと思いますが、この形が変わるということでしょうか。

まずは地域の日本語ボランティア教室への依存からどう脱却するかということがあります。つまり、専門家がきちんと雇用されて、行政が公金で日本語教室を開く。そうしないと成果が上がらないということは自治体の人はわかっています。ただそこにお金を付けるための根拠、法律

が今までは無かったわけですが、日本語教育推進法ができたことで、皆そこをやり始めています。今は、専門家がコーディネーターとなって、調査やインタビューをすることで現状を把握し、県や市全体の課題から何をすべきか、そのサイクルを動かし始める段階にあります。

先日、浜松の会議に参加しましたが、自治体としては日本語の上達だけが目的ではなく、その先にある生活や就労というところが大事だと明言していました。どこも優秀な人に働きに来て欲しいという思いがありますから、浜松はよい所、暮らしやすい所だと思ってくれる町にしなければならぬと。その要素の一つが日本語だということです。日本語教育によって、外国人の方々がこの町で幸せな生活を送れているという気持ちになれるような、そこへ繋げていける仕組みをつくらなければいけないということです。

そのためには就労先である企業の協力も重要になります。どう企業を巻き込んでいくかということでは、インセンティブを与える仕組みを作って、例えば外国人社員が日本語を学び試験に合格するなど一定の条件をクリアしたら自治体が企業に補助金を払う、といったような取り組みも始まっています。

また、保険や教育セクターと、どう組んでいくのかということも大切です。横須賀市などは商工会議所と日本語学校が組んで、就労者に日本語教育の場を提供しています。

今まで日本語教育とか多文化共生というのは外国人セクションが扱う案件だったのですが、そこを産業や教育の関連部門と横

で繋いでいけないかという議論は行政の中で出てきています。そうなってくると、それを繋ぐためのプラットフォームが必要になってくる。多文化共生推進プランのようなものが、今は都道府県と政令市にはありますが、次はそういったものの根拠となるような大本の法律が必要だと思っています。

外国人にとって日本は就職・定住の地として魅力的なのか

——外国人の受入れというのは、政治や天災の影響などを受け、増減を繰り返してきているわけですが、こうした動きは今後とも変わらないのでしょうか。

劇的に伸びるということはないと思っています。一つは留学生として受入れた人たちの中には、出来るだけ早く日本で働きたいという人がいますが、それは今後特定技能に動くと思われるので留学が増えるかという点、余り増えないのではないのでしょうか。

また、留学生にとって日本の教育機関がどこまで魅力的かということがあると思います。従来はおそらく日本語を学ぶことによって母国に帰った時に良い仕事が得られるというのが一つの動機だったと思いますが、日本経済の国際的な地位下降が起きてくると、日本語よりも他の言語のほうが良いということになってしまいます。実際、ベトナムでは日本語よりも韓国語学習者のほうが増えてきています。

どこも取り合い、奪い合いになっているので、そこに日本が入っていった時に、他

国よりも日本が秀でているものというのは、何となくのブランドなんですね。昔築き上げたブランドで、アジアでは今でも「日本は良い所」というイメージを持たれているわけですが、逆に言えばそれしかないわけです。それがSNSなどの発達で、技能実習生の問題などがどんどん拡散されて現地で共有されていくと、そのブランドもだんだん落ちていきますよね。そうしたことがあるので、相当いろいろ考えていかないと、劇的に伸びることはないのではないのでしょうか。

もう一つは賃金で、これは非常に大きな問題だと思います。うちの大学の中国出身の学生に聞いても「卒業後は帰国して就職する」という学生は多いですね。「先生、20年後を考えたら、東京と上海と、どちらが良い生活ができると思いますか？」と言われると、何とも言えません(笑)。逆に日本で就職をしたいという学生は、「中国は競争ばかりで大変だけど、日本はそれなりの仕事をすれば給料は決まっています福利厚生も整っている、治安もいいからずっと日本で生活したい」と言います。

そう考えると、日本に残りたい層というのは産業界が求めている世界で戦うための高度人材ではないんですね。世界で戦いたい人はふさわしい場所に出て行きます。賃金も待遇も含めて、それは日本じゃないんですね。そしてゆっくりしたいという人たちが日本に残るという傾向は、少なくとも私が聞いている範囲ではありますね。

また、現地での収入も、ベトナムのハノイ、ホーチミンあたりですと、手取りはまだ日本のほうが良いとは思いますが、日本に来

るためのいろいろな投資をしてくるほどの差があるかといえば、今はそこまでの差は無くなってきています。今後、賃金の格差というのはさらに縮まっていくと思うので、そうなると今までのように黙っていても来てくれる、ということにはならないと思います。

また、日本企業の構造的な問題もありますね。日本で就職をした留学生が、大手に就職してもあまり続かないということが多し、「ガラスの天井」ということもありますし、ある元学生は「友達と同じ30歳で、もうマネージャーとして仕事を任されていて給料も1000万円。一方自分は二つ目の部署に移動しただけで、いつまでたっても責任のある仕事を任せてもらえない」と話します。日本の雇用や企業の構造的な制度がやる気のある若い外国人には、魅力的に映らないんです。

—— ある意味日本は国民主権の自由の国で、ゆるぎない平和主義を国の基幹として位置づけていかないと、日本の残された魅力も揺らいでいってしまうように思います。

やはり安心安全に暮らせるということ、平和を国の理念として掲げているというのは非常に大きなことだと思います。「平和学」のような学問分野で考える平和というのは、戦争が無いということだけではなく、貧困や社会の格差といったものがない、公正公平な社会である、ということも含めて「平和」と言っているんですね。日本は平和主義と言ったときに、どうしても軍事の話ばかりになるのですが、もう少し平和の意味を世

界的な概念に合わせて、真にここは人権が守られている平和な社会ですよと明言できるようになるといいですね。人権が守られるということはもちろんですし、加えて景色もいい所がたくさんあり、食べ物も美味しい、物価は安いのにびっくりするようなサービスをしてもらえる（笑）、人も優しく平和だよとなった時に、じゃあそういう所に住みたいよね、というのは絶対にあるのではないのでしょうか。

経済的には厳しくなっていますが、外交的・政治的などところで今まで日本が途上国に貢献していることは現地ではよく知られています。その積み重ねを活かさずに軍事力、力づくでなんとかしようという思いが強くなっていくと、本当に今まで築き上げてきた日本ブランドがもたなくなっていくのではないかと思います。

—— コロナ禍で様々な動きがあった留学生の今後の動向についてはどのようになっていくと思われませんか。

コロナ禍でオンラインの恩恵を経験した部分もありますから、コロナ後は留学とか、海外に行く意味というのが変わってきていると思います。本当に来たい人だけがやって来る。

留学生の受入れということでは、政策としてなんのために受入れるのかということをはっきりさせないといけません。例えば英語で学位がとれるコースを増やして授業は全て英語でということになったとき、そこに留学生は魅力を感じるのでしょうか。英語でやるのなら日本である必要はないわけ

です。それこそ日本の良さを知ることなく、学位だけを持って帰るといった人も多いのではないのでしょうか。

今、各大学では日本人学生の海外への送り出しを行っています。アジアへの送り出しというのがこのところ増えてきているようです。そうした日本人学生をアジアに送り出す際に、現地の大学でいろいろと世話をしてくれるのが元日本留学生なんです。彼らが、日本留学中はお世話になったから、今度は日本の学生を受入れるために動いてくれる。それによって日本の大学の海外研修がうまく回っているという調査結果もあります。そういった、今まで積み重なった人の繋がりがいろいろなところで生きて来ています。それをさらに継続していくためには、日本のことを知ってもらい、日本に来て良かったと思って帰国する人たちが増えることが大事だと思います。

日本語教師の国家資格審議の現状は

—— 最後に、日本語教師の資格についてお聞きしたいと思います。現職の方はもちろんこれから養成講座を受けようと考えている人たちの中には気になっている方も多いと思います。

今、日本語教師の資格の議論が教育機関の類型化の議論と抱き合わせになって複雑になってしまい時間がかかっています。つまり、まず教育機関の類型化をして「日本語教師の業の範囲」を決め、その範囲に収まる人たちに資格を付与するということです。現状、昨年8月に日本語教師の資格

に関する調査研究協力者会議等という報告が出ており、それで法的な枠組みは出来たという形です。

また、「日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議」というのが今年度開かれています。そこで細部を決めて、年度内にその報告を出すことになっています。つまり次の通常国会でまず枠組みとしての法律を通し、その後の政省令で具体的な運用について規定するということになりという流れができています。

ですから、早ければ2023年度からの運用ということになりますが、日本語教師養成に関わることは、当然大学のカリキュラムにも関わってきます。ですから翌年から急にというわけにはいかず移行期間が必要になりますから、完全実施までには4-5年かかるのではないのでしょうか。

そして、非常に大きな課題として、現職者の処遇と養成校のカリキュラムや実習をどの程度のものにするのかということがあります。今は、養成機関によってやり方や厳しさに違いがありますから、要件をどこまで法律や政省令でしぼるのか、どういう条件であれば実習の単位を認めるのか、といったことなどを決めなければなりません。

そこもやはり大学教育の中身に踏み込むことになりますから、相当難しく時間もかかるのではないかと思います。ですから、現状ではまだ細かいところはどうかかわからないという状況です。

—— 本日は長時間にわたり貴重なお話を伺い有難うございました。